

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大阪狭山市

2 構造改革特別区域の名称

大阪狭山市幼・保一元化特区

3 構造改革特別区域の範囲

大阪狭山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、大阪平野の東南部に位置し、人口56,995人、面積11.86km²（平成16年7月末日現在）を有し、昭和62年10月1日に大阪府内で32番目に市制を施行した市です。

本市の象徴である狭山池は、ほぼ市の中央部に位置し、我が国最古のため池の一つとして、長くこの地の農耕に寄与してきましたが、平成の大改修を経て新たな機能を持つ治水ダムとして生まれ変わり、市民の憩いの場となっています。

昭和45年から昭和50年代の高度成長期には、市の南西部の丘陵地帯で大規模なニュータウン開発に伴う人口流入によって、5年間に187.8%と大阪府内で一番の人口増加率を示した時期もありましたが、近年は横這いの傾向にあります。

また、少子化が進展する中で、本市においても就学前児童の人口に占める割合が平成8年度の6.2%（就学前児童数3,510人）を境に減少し始め、平成16年7月には5.6%（3,274人）となっており、平成20年には就学前児童数が3,000人に満たなくなる状況が予想されています。（参考資料1）

本市では、就学前教育として昭和29年に最初の幼稚園を開園後、人口増加への対応や「歩いて通える幼稚園」づくりのスローガンのもと、小学校数7校に対して公立幼稚園10園を設置し、昭和57年度から周辺市町村ではどこよりも早く2年保育を実施するなど幼児教育の充実をめざしてきました。

しかし、近年の少子化・核家族化や男女共同参画社会の進展により、子育て環境が大きく変容する中で、本市の幼稚園児数は昭和57年の1,198人をピークとして、平成14年には487人と4割程度にまで減少し、その結果、10園を合わせた施設の充足率に至っては、定員1,610人に対し30%前後にまで落ち込んでいます。（参考資料2）

一方、公立2カ所・民間3カ所の合わせて5カ所ある保育所のニーズは、少子化による就学前児童数が減少しているにもかかわらず増加の傾向を示しており、

待機児童数はこの2年間で約4倍以上（平成14年度16人、平成15年度36人、平成16年度70人）に増加し、平成16年度当初における入所申込者数（638人）に対する入所者数（568人）の割合が89%にまで落ち込んできています。（参考資料3）

このような就学前教育に関する不均衡な状況は、教育効果及び住民サービスの両面から見ても大きな問題であり、課題の早期解決が必要となっています。

また、保護者のニーズとしても、幼稚園では保育時間の延長や預かり保育の実施が望まれており、保育所では待機児童の解消とともに休日・夜間保育や障害児保育の実施などが望まれています。

このような幼稚園・保育所の現状を踏まえ、同じ就学前の子どもとして一貫した教育・保育を行うことができるよう、幼稚園教育・保育施策の連携をさらに強化し、内容の充実を図るとともに、双方の長所を採り入れた新たな取り組みが求められています。

しかしながら、本市財政の逼迫した状況を考慮すれば、必要とされる新たな保育施設の設置といった計画は困難であり、幼稚園・保育所双方の施設を再編整備し、既存施設の活用を図ることが有効な手立てであると考えています。

こうした状況の中、本市では、幼稚園・保育所双方の立場に立った幅広い意見を聴くため、市民・保護者・学識経験者等の関係者で組織する検討委員会を設置し、幼・保連携に係る課題と方向性について審議を重ねました。平成16年7月には、検討委員会から提出された報告書に基づき、幼稚園・保育所の連携強化とともに幼・保一元化施設の創設など、就学前児童全体の教育・保育施策のあり方を抜本的に見直した「幼・保連携施策推進計画」（参考資料4）を策定しました。

この「幼・保連携施策推進計画」の基本計画のひとつとして「幼・保一元化の実現」を掲げています。

5 構造改革特別区域計画の意義

「幼・保連携施策推進計画」に基づく第一段階の取り組みとして、平成16年10月に幼・保一体化施設を開設しました。

この施設は、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」に基づき、市立南第三幼稚園施設の余裕教室を隣接する市立第2保育所の保育室（4・5歳児）に転用するものです。これにより、施設の有効利用とともに幼稚園児と保育所児が同じ施設内で過ごすことが可能となりました。

現在、幼稚園児と保育所児に対し、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき保育・教育を実施していますが、同じ施設で過ごす子どもにとっては、家庭を離れて過ごす初めての集団生活の場であり、学習の場であることに変わりはなく、家庭環境の違いにより異なった保育・教育を提供することは不自然であると考えます。

このようなことから、本構造改革特別区域計画による規制の特例措置の適用を

受けることにより、幼稚園児と保育所児の合同活動を行い、幼稚園と保育所の一体的な運営を実践研究するものです。

また、本格的な幼・保一元化施設に移行していく平成18年4月に向けて、0～5歳児が同一施設で一貫した保育ができるように施設整備を進めていく予定です。

本構造改革特別区域計画に基づき幼稚園児と保育所児とが合同活動を行うことにより、子ども同士の同年齢ごとの集団が大きくなり、より多くの仲間との遊びや異年齢児とのふれあいを通じて、その行動の観察や模倣することの喜びを味わうことができ、子どもの社会性の発達を促し、より豊かな人間関係を構築できるものと考えます。また、幼稚園教諭・保育士の相互啓発・人事交流にもつながり、就学前教育及び保育の向上が見込まれます。

また、従来の幼稚園・保育所という枠組みを超え、「同じ就学前教育を受けるすべての子ども」という観点から、0歳児から5歳児まで子どもの発達段階に応じた一貫した教育・保育となる幼・保一元化を実施することができるものと思われま

6 構造改革特別区域の目標

本構造改革特別区域における目標は、幼稚園・保育所という制度の違いや保護者の就労形態等に左右されることなく同じ就学前の子どもに対して発達段階に応じた一貫した保育・教育を行うことができるよう、総合的な子育て施策の展開と体制の構築を図ることにより、次代を担うすべての子どもたちが、健やかに育つ環境づくりを一層進めることです。

このため、本構造改革特別区域計画に基づき、幼・保の一元的な取り組みを推進し、保護者の多様なニーズに対応するとともに、乳幼児の心身の発達に合わせたよりよい子育て環境を提供します。

また、平成18年度の実現をめざす幼・保一元化施設においては、次のような基本的な考えのもとで運営します。

- (1) 0歳から就学前までの乳幼児の発達を連続的に捉え、異年齢の関わりや保育、集団の中での育ちを保障します。
- (2) 幼稚園・保育所の一貫した幼児教育カリキュラムにのっとり保育することで、社会性や創造性を高め、一人ひとりの「生きる力」を育てていきます。
- (3) 家庭・地域社会・幼稚園・保育所が連携することで、施設の子育て支援機能を十分に発揮し、基本的生活習慣の確立をはじめ、家庭教育の積極的な支援を図っていきます。

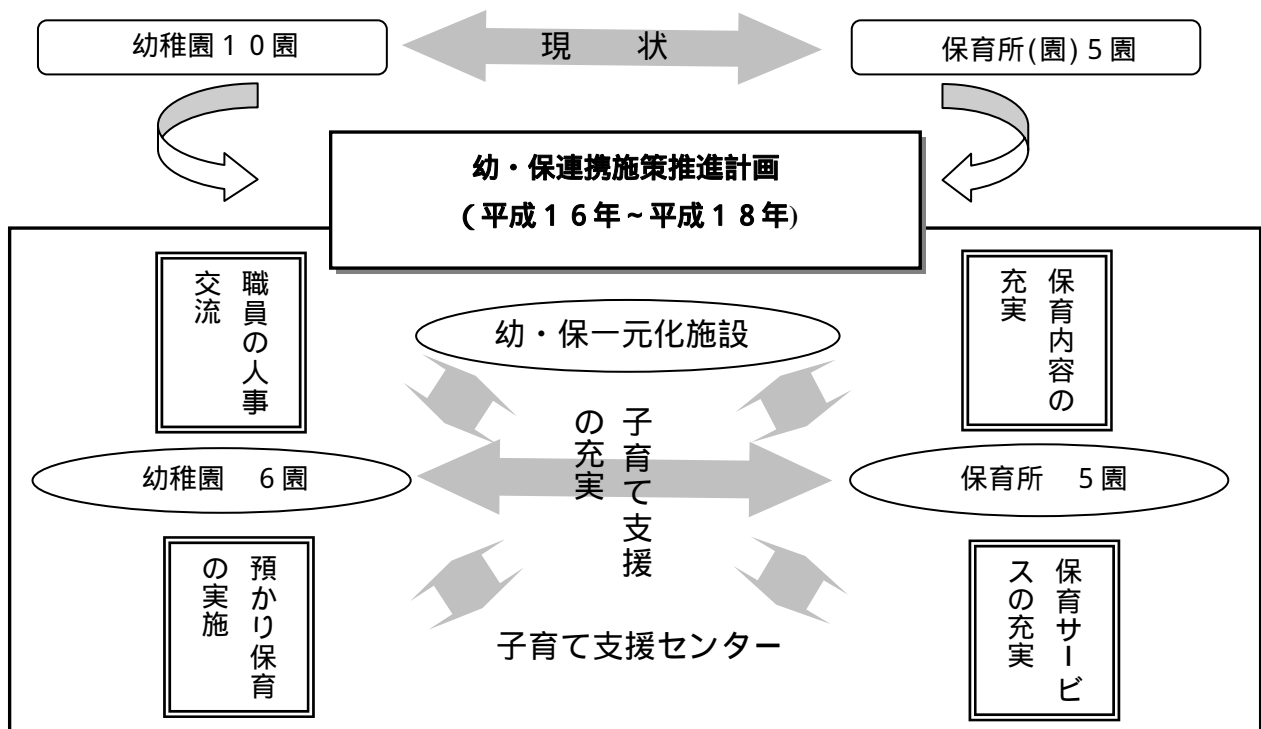
さらに、本構造改革特別区域においては、幼・保一元化の取り組みと併せて、幼稚園の適正配置・適正規模を考えた再編整備（10園を6園に統合）を行います。休・廃園となる4施設のうち、2園をそれぞれ幼・保一元化施設と民間保育

園に転用し、待機児童の解消や休日保育・延長保育など多様なニーズに対応していくものとし、残る施設については、地域社会全体で子育て支援を行う基盤整備として「子育て支援センター」を設置していく予定です。

このような取り組みにより、保育所の定員は現行510人（平成16年9月30日現在）から、幼・保一元化施設と民間保育園の増設により610人になり、待機児童がほぼ解消できることとなります。

また幼稚園においては、統廃合により定員数が現行の1,610人（平成16年9月30日現在）から500人ほど減少することになりますが、本構造改革特別区域計画に基づき幼・保一元化が実現するとともに、預かり保育の実施や保育時間の延長など内容の充実を図ることにより、就学前児童の教育・保育体制への魅力アップとの相乗効果が期待できることから、幼稚園教育の充実につながるものと考えます。

構造改革特別区域の目標イメージ図



7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

少子化・核家族化の急激な進行と男女共同参画社会の進展等により、女性の社会参画が進行し、今日の子どもを取り巻く保育環境は大きく変化しています。

本市においても、保育所における保育需要が増大し待機児童があふれる一方、幼稚園の就園率が低下し、公平なサービスや教育効果の面から大きな問題となっており、本市の就学前児童全体の教育・保育施策のあり方を抜本的に改善する必要があります。

本市がめざす幼・保一元化特区は、幼・保一元化施設において、幼稚園と保育

所の双方の特長を生かした一元的な運営体制を構築することにより、就学前児童の一貫した保育・教育をめざすものです。

こうした幼・保一元化の取り組みを先導的に実施することで、子どもの視点に立った教育・保育を展開することができ、就学前の子どもを持つ親にとっても選択の幅が広がるとともに、保育所の待機児童の解消にもつながるものであります。具体的には、40人程度の待機児童が解消されるとともに、平成18年度には、約160人の就学前児童が合同活動を実施できる見込みです。

また、今後の本市における総合的な子育て支援システムの構築に大きく寄与するものと考えられ、ひいては全国的な波及に繋がるものと思われまます。さらに、子どもを持つ親に時間と生活にゆとりが生じることから、社会活動や経済活動への進出を促進することができるものと思われまます。

8 特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼稚園における預かり保育の実施

幼・保一元化施設の長時間保育と相まって、平成17年4月から市内幼稚園で預かり保育を実施します。のびのびと過ごせる場所が少なく一緒に遊べる仲間が近所にいないといった子育て環境の状況に対応するとともに、短時間の就労や一時的な介護・通院等保護者のニーズにも応えていくことができます。

幼・保一元化施設における給食内容の充実

平成16年10月の幼・保一体化施設の開設に伴い、同年8月に共用化施設である市立南第三幼稚園に給食調理室を設置しました。同施設内で保育を行う市立第2保育所の4、5歳児の給食を提供するため本調理室を使用しますが、市立南幼稚園の園児にも週1回程度、保育所児と同じ給食を提供します。これを幼・保の交流機会とし、食育の充実をめざします。

保育所保育士・幼稚園教諭の人的交流

平成16年4月に幼稚園・保育所管理職の人事交流を行いました。

幼・保一元化施設では、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する者を配置するため、保育士と幼稚園教諭の職種の見直しや給与の一元化を図ります。

なお、幼・保一元化施設での人事交流に向け、子ども観・保育観の共有や相互理解を図るため、公開保育での研究や職員の実践交流等を行います。

別紙

1．特定事業の名称

807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内のうち大阪狭山市立南第三幼稚園

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4．特定事業の内容

「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づき、以下のとおり幼稚園と保育所の共用化施設である幼・保一元化施設(仮称)を設置します。

この幼・保一元化施設では、幼稚園児と保育所児を区分することなく就学前の子どもに対する一貫したカリキュラム(参考資料5)にのっとり教育・保育を行います。

(1) 施設の名称

幼・保一元化施設(仮称)

(2) 設置主体

大阪狭山市

(3) 施設の概要

幼・保一元化に向けて平成16年10月から設置した幼・保一体化施設である市立南第三幼稚園は、大阪狭山市の南西部に位置し、昭和40年代後半の大規模な住宅開発による人口増に対応するため、昭和53年に開園しました。建設敷地2,510㎡、運動場1,000㎡を合わせて3,510㎡の校地面積に教室6、遊戯室1を有し、定員210人(平成16年9月30日現在。平成16年10月1日から定員105人。)の施設です。

近年の少子化・核家族化等により、市立南第三幼稚園においても園児数が減少の一途を辿り、平成16年度における園児数は4・5歳児を合わせて46人で、数年前から教室2室のみを使用する状態が続いており、保有する残り4室は、使用されていない状態となっています。

一方、市立南第三幼稚園から50m北東部に位置する市立第2保育所は、敷地面積が1,560㎡で定員90人(平成16年9月30日現在。平成16年10月1日から定員130人。)乳児室2、保育室4を有する施設です。この施設では、常に定員を大きく超える入所申込数がありますが、敷地面積が狭隘なことから保育需要に対応するための施設拡張ができない状況にあ

ります。

このため、幼・保一元化の取り組みに先駆けて、平成16年10月から、市立第2保育所に近接する市立南第三幼稚園の余裕教室を転用して保育所の4・5歳児を保育し、幼・保一体化施設として運営しています。

また、4・5歳児が移転したあとの市立第2保育所では、当面0～3歳児枠を拡大し、引き続き保育を実施しています。

幼・保一元化が実現する平成18年4月に向けて、0～5歳児が同一施設で一貫した保育ができるよう施設整備を進めていきます。

参考資料6：位置図

参考資料7：配置図

参考資料8：平面図

5．当該規制の特例措置の内容

本市では少子化・核家族化の進展等により幼稚園就園率が低下し、一定の園児数が確保できなくなっています。そのため10園ある幼稚園のうち、6園が単学級のみ編成で、1園は休園している状況であり、同年齢・異年齢集団による子どもたちの活動場面を減らし、育ち合いの機会を奪ってきました。

一方では男女共同参画社会の進展により保育所の保育需要が年々高まり、待機児童数は平成16年4月において70人になっており、幼稚園児数が減少する一因にもなっています。(参考資料1)

このような保護者の生活状況から、幼稚園児・保育所児・在宅児等を区分することが、地域・家庭・子どものつながりを希薄にしています。

このため、幼稚園設置基準第5条第1項の専任規定に関して特例措置を適用し、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有している職員が幼児の保育に従事するとともに、幼稚園児と保育所児の合同活動を実施することにより、集団の中で社会性の発達を促し、より豊かな人間関係の構築へと繋がることを期待できるものです。

本市の幼・保一元化施設では、就学前の子どもに対して幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った一貫したカリキュラムにのっとり教育・保育を行い、異年齢交流、食育、集団教育等による育ちの場を保障することで、社会性や創造性を高め、「生きる力」を育てていくものです。

幼・保一元化施設に所属する4・5歳児は、幼稚園児・保育所児に関係なく、幼稚園教諭・保育士の両資格を有する職員が教育・保育活動を行います。

クラス編成については、各学年80人で、各学年3クラスの編成となり、1クラスあたり1人の担任を配置します。従って1クラス27人となり、一人あたりの面積率及び職員配置については、児童福祉施設最低基準を満たしています。

また、基本保育時間とする9時から14時以降の長時間保育を2段階に設定し、早朝保育(7時15分から9時)と組み合わせることで、保護者の就労だけでなく出産や介護等様々な生活状況に対応していきます。

さらに、保護者の相互理解と連携を進めることにより、地域・家庭・子どものつながりを強化していきます。

幼保一元化施設の面積及び職員配置

保育所児と幼稚園児と一緒に活動する保育室の面積及び職員配置は、幼児（幼稚園児・保育所児）数の合計により、児童福祉施設最低基準を満たしています。なお、施設面積表及び施設の様子は、添付資料(A～E)のとおりです。

(1) 面積

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計	児童福祉施設最低基準による必要な面積
4歳児	3	165.6 m ²	80人	158.4 m ² (1.98 × 80人)
5歳児	3	165.6 m ²	80人	158.4 m ² (1.98 × 80人)
合計	6	331.2 m ²	160人	

合計面積は、1室につき55.2 m²で3室の合計

学級数は、室数のとおり

(2) 職員配置

	定員	実施人数	学級数	職員配置 合計数	児童福祉施設 最低基準
4歳児	80人	77	3	3人	30人につき1人
5歳児	80人	75	3	3人	30人につき1人
合計	160人	152	3	6人	

実施人数は、平成18年度予測数

(参考) 市立南第三幼稚園における幼稚園設置基準

	定員	実施人数	学級数	保有面積:幼稚園設置基準
4歳児	53人	50人	2	1,111.59 m ² 720 m ² (320+100 × (6-2))
5歳児	52人	48人	2	
合計	105人	98人	4	

実施人数は施設開園の平成18年度予測

園舎(教室・遊戯室・職員室・調理室・トイレ・廊下・休憩室等)

(参考) 第2保育所における保育所設置基準

	定員	実施人数	学級数	保有面積:保育所設置基準
4歳児	27	27	1	55.2 m ² 53.46 m ² (1.98 × 27)
5歳児	27	27	1	55.2 m ² 53.46 m ² (1.98 × 27)
合計	54	54	2	

【添付資料A】施設面積表（平成16年10月1日現在）

室名	構造	階数 (階)	人数(人)	面積(m ²)	対象児童1人 あたりの面積(m ²)	区分	備考
保育室0歳	RC	1	12	101.06	8.42	保育所	低年齢棟 保育所専用
保育室1歳	RC	1	18	96.12	5.34	保育所	
保育室2歳	RC	1	22	49.50	2.25	保育所	
保育室3歳	RC	1	24	60.13	2.51	保育所	
調乳室	RC	1		3.30		保育所	
沐浴室	RC	1		5.20		保育所	
遊戯室	RC	1		140.30		保育所	
事務・職員室	RC	1		25.24		保育所	
医務室	RC	1		10.40		保育所	
職員休憩室	RC	1		21.89		保育所	
調理室	RC	1		30.58		保育所	
その他	RC	1		82.96		保育所	
小計				626.68			
保育室4歳	RC	1	23	55.20	2.40	幼稚園	幼児棟 幼保共用利用
保育室5歳	RC	1	26	55.20	2.12	幼稚園	
保育室(予備)	RC	2		55.20		幼稚園	
保育室4歳	RC	2	27	55.20	2.04	保育所	
保育室5歳	RC	2	15	55.20	3.68	保育所	
保育室5歳	RC	2	15	55.20	3.68	保育所	
会議室	RC	2		24.00		保育所	
調理室	RC	1		63.34		保育所	
遊戯室	RC	1		175.00		幼稚園	
職員室	RC	1		80.40		共用	
その他	RC	2		437.65		共用	
小計				1,111.59			
計				1,738.27			

【添付資料B】施設面積表（特区認定後）

室名	構造	階数 (階)	人数(人)	面積(m ²)	対象児童1人 あたりの面積(m ²)	区分	備考
保育室0歳	RC	1	12	101.06	8.42	保育所	低年齢棟 保育所専用
保育室1歳	RC	1	18	96.12	5.34	保育所	
保育室2歳	RC	1	22	49.50	2.25	保育所	
保育室3歳	RC	1	24	60.13	2.51	保育所	
調乳室	RC	1		3.30		保育所	
沐浴室	RC	1		5.20		保育所	
遊戯室	RC	1		140.30		保育所	
事務・職員室	RC	1		25.24		保育所	
医務室	RC	1		10.40		保育所	
職員休憩室	RC	1		21.89		保育所	
調理室	RC	1		30.58		保育所	
その他	RC	1		82.96		保育所	
小計				626.68			
保育室4歳	RC	1	27	55.20	2.04	幼稚園	幼児棟 幼保共用利用
保育室4歳	RC	1	27	55.20	2.04	幼稚園	
保育室4歳	RC	2	26	55.20	2.12	幼稚園	
保育室5歳	RC	2	27	55.20	2.04	保育所	
保育室5歳	RC	2	27	55.20	2.04	保育所	
保育室5歳	RC	2	26	55.20	2.12	保育所	
会議室	RC	2		24.00		共用	
調理室	RC	1		63.34		共用	
遊戯室	RC	1		175.00		共用	
職員室	RC	1		80.40		共用	
その他	RC	2		437.65		共用	
小計				1,111.59			
計				1,738.27			

【添付資料C】

施設の利用状況：市立南第三幼稚園・市立第2保育所（平成16年10月1日現在） 別添参照

【添付資料D】

施設の利用予定：（幼児棟） 別添参照

【添付資料E】

施設の利用状況：（低年齢棟） 別添参照

別紙

1. 特定事業の名称

9 1 4 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内のうち大阪狭山市立南第三幼稚園・市立第2保育所(幼・保一体化施設)

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)に基づき、以下のとおり幼稚園と保育所の共用化施設である幼・保一元化施設(仮称)を設置します。

この幼・保一元化施設において、幼稚園児と保育所児を区分することなく就学前の子どもに対する一貫したカリキュラム(参考資料5)にのっとり教育・保育を行います。

(1) 施設の名称

幼・保一元化施設(仮称)

(2) 設置主体

大阪狭山市

(3) 施設の概要

幼・保一元化に向けて平成16年10月から設置した幼・保一体化施設である市立南第三幼稚園は、大阪狭山市の南西部に位置し、昭和40年代後半の大規模な住宅開発による人口増に対応するため、昭和53年に開園しました。建設敷地2,510㎡、運動場1,000㎡を合わせて3,510㎡の校地面積に教室6、遊戯室1を有し、定員210人(平成16年9月30日現在。平成16年10月1日から定員105人。)の施設です。

近年の少子化・核家族化等により、市立南第三幼稚園においても園児数が減少の一途を辿り、平成16年度における園児数は4・5歳児を合わせて46人で、数年前から教室2室のみを使用する状態が続いており、保有する残り4室は、使用されていない状態となっています。

一方、市立南第三幼稚園から50m北東部に位置する市立第2保育所は、敷地面積が1,560㎡で定員90人(平成16年9月30日現在。平成16年10月1日から定員130人。)乳児室2、保育室4を有する施設です。この施設では、常に定員を大きく超える入所申込数がありますが、敷地面積が狭隘なことから保育需要に対応するための施設拡張ができない状況

にあります。

このため、幼・保一元化の取り組みに先駆けて、平成16年10月から、市立第2保育所に近接する市立南第三幼稚園の余裕教室を転用して保育所の4・5歳児を保育し、幼・保一体化施設として運営しています。

また、4・5歳児が移転したあとの市立第2保育所では、当面0～3歳児枠を拡大し、引き続き保育を実施しています。

幼・保一元化が実現する平成18年4月に向けて、0～5歳児が同一施設で一貫した保育ができるよう施設整備を進めていきます。

参考資料6：位置図

参考資料7：配置図

参考資料8：平面図

5．当該規制の特例措置の内容

本市の少子化・核家族化による幼稚園就園率の低下や保育所待機児童の増加は、同年齢・異年齢集団による子どもの活動場面を減らし、育ち合いの機会を奪ってきました。また、保護者の生活状況から幼稚園児・保育所児・在宅児等を区分することが、地域・家庭・子どものつながりを希薄にしています。

このような状況から、本規制の特例措置の適用を受けて行う幼・保一元化施設では、就学前の子どもに対し、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った一貫したカリキュラムにのっとり教育・保育を行い、異年齢交流、食育、集団教育等による育ちの場を保障することで、社会性や創造性を高め、「生きる力」を育てていくものです。

本施設に所属する4・5歳児は、幼稚園児・保育所児に関係なく、幼稚園教諭・保育士の両資格を併有する職員が教育・保育活動を行います。

クラス編成については、各学年80人で、各学年3クラスの編成となり、1クラスあたり1人の担任を配置します。従って1クラス27人以下となり、一人あたりの面積率は保育所基準に相当するとともに、職員配置についても児童福祉施設最低基準を満たしています。

また、基本保育時間とする9時から14時以降の長時間保育を2段階に設定し、早朝保育（7時15分から9時）と組み合わせることで、保護者の就労だけでなく出産や介護等様々な生活状況に対応していきます。

さらに、保護者との相互理解と連携を進めることにより地域・家庭・子どものつながりを強化していきます。

<特例措置適用の要件>

幼・保一元化施設(仮称)において、共用化しようとする保育室は、幼児(幼稚園児・保育所児)数の合計により次のとおり児童福祉施設最低基準(面積・

職員配置)を満たしています。なお、施設面積表及び施設の様子は、添付資料(A～E)のとおりです。

(1) 面積

対象	室数	合計面積	幼稚園児と保育所児の合計	児童福祉施設最低基準による必要な面積
4歳児	3	165.6 m ²	80人	158.4 m ² (1.98 × 80人)
5歳児	3	165.6 m ²	80人	158.4 m ² (1.98 × 80人)
合計	6	331.2 m ²	160人	

合計面積は、1室につき55.2 m²で3室の合計
学級数は、室数のとおり

(2) 職員配置

	定員	実施人数	学級数	職員配置 合計数	児童福祉施設 最低基準
4歳児	80人	77	3	3人	30人につき1人
5歳児	80人	75	3	3人	30人につき1人
合計	160人	152	3	6人	

実施人数は、平成18年度予測数

(参考) 市立南第三幼稚園における幼稚園設置基準

	定員	実施人数	学級数	保有面積:幼稚園設置基準
4歳児	53人	50人	2	1,111.59 m ² 720 m ² (320+100 × (6-2))
5歳児	52人	48人	2	
合計	105人	98人	4	

実施人数は施設開園の平成18年度予測

園舎(教室・遊戯室・職員室・調理室・トイレ・廊下・休憩室等)

(参考) 第2保育所における保育所設置基準

	定員	実施人数	学級数	保有面積:保育所設置基準
4歳児	27	27	1	55.2 m ² 53.46 m ² (1.98 × 27)
5歳児	27	27	1	55.2 m ² 53.46 m ² (1.98 × 27)
合計	54	54	2	

幼児の教育・保育に直接従事する職員は次のとおりであり、幼稚園教諭及び保育士の資格の併有に問題がなく、保育士及び幼稚園教諭の兼職を発令します。

- (1) 平成16年10月1日現在、31人の職員が幼稚園教諭及び保育士の資格を併有しています。

(2) 幼・保一元化の対象となる市立南第三幼稚園及び市立第2保育所は、いずれも公立であり、平成16年4月から人事交流を行っています。今後は、幼稚園教諭と保育士が互いの保育を実際に行うなど、実践研修を中心とした職員の交流を積極的に進めていきます。また、幼稚園教諭と保育士の合同研修を実施するなど、より一層の研修機会の拡大を図ります。

合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿って新たに作成した育成指針・カリキュラムに基づき教育・保育を行います。また、デイリー計画は次のとおりです。

7:15~9:00	長時間1	随時登園・早朝保育	随時登園・早朝保育	登園
9:00~14:00	基本保育	保育指針による保育	保育所保育指針及び幼稚園教育要領による合同保育 各年齢児の発達段階に応じて以下の事項に留意した合同種を実施する ・ルールのある遊び ・創造力・表現力を育む遊び 健康に関すること(着衣・排泄など身の回りの生活のきまり、遊具による運動や戸外での遊びを通じた活動の楽しみ等) 人間関係に関すること(仲間と過ごす楽しさの体感、共に行動することによる中での自立性の涵養、感情表現等) 環境に関すること(身近な自然やものとのかかわりへの関心と遊びや生活を通して豊かな感性を養う等) 言葉に関すること(人との関わりや言葉のやりとりの楽しみ、意思、感情の自己表現、相手の思いの理解の涵養等) 表現に関すること(遊びや体験を通じた表現力や創造力の発揮、音楽・リズムによる身体表現、創る・描く楽しみ等)	
			給食	給食
			午睡	午睡又は保育
14:00~16:00	長時間2	間食等	保育・随時降園	降園・預かり保育
16:00~18:15	長時間3	随時降園	保育・随時降園	降園・預かり保育
18:15~19:15	延長保育	必要に応じて延長保育	必要に応じて延長保育	必要に応じて延長保育

幼稚園児と保育所児の合同活動を行う保育室は、それぞれの定員数により按分して管理します。

【添付資料A】施設面積表（平成16年10月1日現在）

室名	構造	階数(階)	人数(人)	面積(m ²)	対象児童1人あたりの面積(m ²)	区分	備考
保育室0歳	RC	1	12	101.06	8.42	保育所	低年齢棟 保育所専用
保育室1歳	RC	1	18	96.12	5.34	保育所	
保育室2歳	RC	1	22	49.50	2.25	保育所	
保育室3歳	RC	1	24	60.13	2.51	保育所	
調乳室	RC	1		3.30		保育所	
沐浴室	RC	1		5.20		保育所	
遊戯室	RC	1		140.30		保育所	
事務・職員室	RC	1		25.24		保育所	
医務室	RC	1		10.40		保育所	
職員休憩室	RC	1		21.89		保育所	
調理室	RC	1		30.58		保育所	
その他	RC	1		82.96		保育所	
小計				626.68			
保育室4歳	RC	1	23	55.20	2.40	幼稚園	幼児棟 幼保共用利用
保育室5歳	RC	1	26	55.20	2.12	幼稚園	
保育室(予備)	RC	2		55.20		幼稚園	
保育室4歳	RC	2	27	55.20	2.04	保育所	
保育室5歳	RC	2	15	55.20	3.68	保育所	
保育室5歳	RC	2	15	55.20	3.68	保育所	
会議室	RC	2		24.00		保育所	
調理室	RC	1		63.34		保育所	
遊戯室	RC	1		175.00		幼稚園	
職員室	RC	1		80.40		共用	
その他	RC	2		437.65		共用	
小計				1,111.59			
計				1,738.27			

【添付資料B】施設面積表（特区認定後）

室名	構造	階数 (階)	人数(人)	面積(m ²)	対象児童1人 あたりの面積(m ²)	区分	備考
保育室0歳	RC	1	12	101.06	8.42	保育所	低年齢棟 保育所専用
保育室1歳	RC	1	18	96.12	5.34	保育所	
保育室2歳	RC	1	22	49.50	2.25	保育所	
保育室3歳	RC	1	24	60.13	2.51	保育所	
調乳室	RC	1		3.30		保育所	
沐浴室	RC	1		5.20		保育所	
遊戯室	RC	1		140.30		保育所	
事務・職員室	RC	1		25.24		保育所	
医務室	RC	1		10.40		保育所	
職員休憩室	RC	1		21.89		保育所	
調理室	RC	1		30.58		保育所	
その他	RC	1		82.96		保育所	
小計				626.68			
保育室4歳	RC	1	27	55.20	2.04	幼稚園	幼児棟 幼保共用利用
保育室4歳	RC	1	27	55.20	2.04	幼稚園	
保育室4歳	RC	2	26	55.20	2.12	幼稚園	
保育室5歳	RC	2	27	55.20	2.04	保育所	
保育室5歳	RC	2	27	55.20	2.04	保育所	
保育室5歳	RC	2	26	55.20	2.12	保育所	
会議室	RC	2		24.00		共用	
調理室	RC	1		63.34		共用	
遊戯室	RC	1		175.00		共用	
職員室	RC	1		80.40		共用	
その他	RC	2		437.65		共用	
小計				1,111.59			
計				1,738.27			

【添付資料C】

施設の利用状況：市立南第三幼稚園・市立第2保育所（平成16年10月1日現在） 別添参照

【添付資料D】

施設の利用予定：（幼児棟） 別添参照

【添付資料E】

施設の利用状況：（低年齢棟） 別添参照